

平成 21 年北栄町訓令第 1 号

北栄町封筒広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自主財源確保のため、本町が使用する封筒に民間事業者等が有料で掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第 2 条 封筒に掲載を認める広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのもの
- (2) 本町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人もしくは団体等の意見広告にかかるもの
- (4) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- (5) 風俗営業又はこれに類するおそれのあるもの
- (6) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (7) 公の選挙もしくは投票の事前活動に該当するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

(広告の規格等)

第 3 条 広告の規格、広告料等は別表のとおりとする。

- 2 広告は封筒の裏面とし、色は単色とする。
- 3 広告には、広告主及び広告主の連絡先を表示しなければならない。

(広告主の募集)

第 4 条 広告主の募集は必要の都度、次の各号に掲げる内容を記載して町報、ホームページ等を通じて行うものとする。

- (1) 封筒の用途
  - (2) 封筒の規格、作成枚数、封筒の地色
  - (3) 募集する広告原稿の大きさ、封筒の枚数(制限)及び広告料
  - (4) 広告の申込み期限
  - (5) 封筒の作成時期
  - (6) その他必要な事項
- 2 封筒に広告を掲載しようとする者は、北栄町封筒広告掲載申込書(様式第 1 号)を町長に提出するものとする。
  - 3 次の各号のいずれかに該当するときは、町で広告主を選定し、広告掲載の依頼を行うことができるものとする。
    - (1) 応募者がいない場合
    - (2) その他町長が必要と認める場合
- (広告掲載の決定)

第5条 町長は、前条第2項の申込みがあったときは、内容を審査のうえ広告掲載の可否を決定し、結果を北栄町封筒広告掲載結果通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

（選定基準）

第6条 前条の規定により可否を決定する場合、次に定める順序により広告主を決定するものとする。

(1) 町内に住所又は事業所を有する広告主の広告

(2) 申込み時期の早い広告

2 前項の規定によっても広告主を決定することができないときは、抽選によって広告主を決定するものとする。

（広告料の納付等）

第7条 広告主は、町長が指定する期日までに、広告料を一括納付し、掲載しようとする広告の原稿又は原稿に準ずる電子データ等を提出しなければならない。

（広告掲載の取消し等）

第8条 町長は、指定する期日までに広告主が前条に規定する広告料の納付又は原稿提出をしないときは、広告掲載の決定を取消することができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

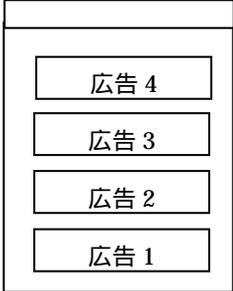
附 則

この要綱は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	広告の規格	広告料（税込み）	広告の位置等
広告 A	180mm × 60mm	<p>1 広告につき、次の第 1 から第 3 段階までの合計額（ただし、合計額に 100 円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨て）</p> <p>（第 1 段階）印刷枚数 10,000 枚まで：1 枚あたり 2.5 円</p> <p>（第 2 段階）印刷枚数 10,000 枚を超え 30,000 枚まで：1 枚あたり 1.5 円</p> <p>（第 3 段階）印刷枚数 30,000 枚超：1 枚あたり 1.0 円</p>	<p>広告は、封筒の裏面とする            広告の数及び配置は、概ね            下図のとおりとするが、封            筒の形状によって募集の            都度定める。</p> 
広告 B	80mm × 40mm	<p>1 広告につき、次の第 1 から第 3 段階までの合計額（ただし、合計額に 100 円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨て）</p> <p>（第 1 段階）印刷枚数 10,000 枚まで：1 枚あたり 1.7 円</p> <p>（第 2 段階）印刷枚数 10,000 枚を超え 30,000 枚まで：1 枚あたり 1.2 円</p> <p>（第 3 段階）印刷枚数 30,000 枚超：1 枚あたり 0.7 円</p>	

様式第 1 号 ( 第 4 条関係 )

北栄町封筒広告掲載申込書

年 月 日

北栄町長 様

申込者

住 所

氏 名

電話番号

FAX番号

北栄町封筒広告掲載に関する要綱 ( 平成 21 年北栄町訓令第 1 号 ) 第 4 条の規定により、次のとおり申込みます。

記

<b>【広告を希望する封筒の用途】</b>
<b>【希望する封筒の規格、枚数、広告料】</b> 広告の規格      広告 A ・ 広告 B    ( 1 ) 印刷枚数                              枚 ( 2 ) 広 告 料                                  円 1  いずれかに    をすること。 2  枚数は、募集を行っている単位を記入すること。
<b>【広告の原稿】</b> ( 原寸大でなくてもかまいません )

( 参考 ) 広告 A の大きさ 180mm × 60mm、 広告 B の大きさ 80mm × 40mm

様式第2号（第5条関係）

北栄町封筒広告掲載結果通知書

年 月 日

様

北栄町長

年 月 日付け申し込みのあった封筒広告について、北栄町封筒広告掲載に関する要綱（平成21年北栄町訓令第1号）第5条の規定により通知します。

記

1 申込みの内容

- (1) 封筒の用途
- (2) 広告の規格
- (3) 広告封筒の枚数
- (4) 広告料

2 結果

可 ・ 否

（否の場合の理由）

（可の場合）

- 1 広告料を下記の期限までに、同封の納付書により納付してください。

納付先 出納室又は納付書記載の金融機関  
納付金額 円

- 2 広告の原稿又は広告の原稿又は原稿に準ずる電子データを下記の期限までに提出をしてください。

提出先

広告料納付及び原稿提出期限	年 月 日
---------------	-------

期限までに広告料の納付又は原稿提出がないときは、広告掲載の決定を取消しますので、ご注意ください。